



「障害基礎年金」について

国民年金「障害基礎年金」について

病気やけがで生活や仕事に支障が出たとき、一定の条件を満たせば「障害年金」を受け取ることができます。国民年金に加入していた方が対象となるのが「障害基礎年金」です。

受け取るための主な条件

次の3つのすべてに当てはまる必要があります。

- ①障がいの原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入中または20歳前などの対象期間にあること。
- ②障がいの状態が、法律で定める等級に該当していること。
- ③初診日の前日までに、保険料を一定期間納めている（または免除されている）こと。

※20歳前の病気やけがによる場合は、納付要件はありません。

障害基礎年金の年金額（令和7年度）

昭和31年4月1日以前の誕生日の方

- ▶ 1級／1,036,625円 + (子の加算額)
- ▶ 2級／ 829,300円 + (子の加算額)

昭和31年4月2日以降の誕生日の方

- ▶ 1級／1,039,625円 + (子の加算額)
- ▶ 2級／ 831,700円 + (子の加算額)

※子どもがいる場合は加算あり（第1・2子 各239,300円、第3子以降 各79,800円）

請求のタイミング

- ・障害認定日に該当した場合は、その翌月分から受け取り可能。
- ・その時点で該当しなくても、後に悪化した場合は「事後重症」として請求できます。（請求日の翌月から支給）。



手続き先

- ・障害基礎年金：お住まいの市町村または年金事務所
- ・障害厚生年金：年金事務所（勤務先が厚生年金の場合）

詳しくはこちら
日本年金機構 HP

▶▶▶ お問い合わせ先 ◀◀◀
役場住民生活課住民年金係☎⑦1084 支所町民福祉課町民係☎⑧3111

年末年始に海外に行く方へ

家畜伝染病の侵入防止に御協力ください

注意！肉や肉製品を日本に持ち込まないで！！

現在、多くの国でアフリカ豚熱や口蹄疫という家畜の伝染病が問題となっています。これらの病気は、肉製品や衣類などを介して感染が広がります。原因となるウイルスを国内へ侵入させないために、皆さまの協力が必要です。

海外からの肉製品の持ち込みや日本への送付は制限されています。
違法に持ち込んだ場合、罰則の対象となります。

* 詳しくは動物検疫所 HP (<https://www.maff.go.jp/aqs/>) をご参照ください。

北海道渡島家畜保健衛生所（電話 0138-49-5444）